4月18日号　第2578号　2002年（平成14年）
（昭和24年5月10日　第三種郵便物認可）

海上保安新聞

発行所　財団法人　海上保安協会
〒104-0045　東京都中央区築地5－3－1
電話 03－3542－3878～9
FAX 03－3541－9085
（毎週木曜日発行）
購読料　月極610円　送料共

創業大正八年　伝統と技術を誇る
日本光機工業株式会社
取締役社長　上野　紘
本社及川崎工場　川崎市幸区下平間290
電話（044）522－6341
横浜工場　横浜市金沢区福浦2－7－18
電話（045）783－6581

不審船事件の検証結果

四省庁でまとめ　首相に報告　公表

「不確実でも早い段階で情報共有」

昨年十二月に奄美大島沖で発生した不審船事件について内閣官房、海上保安庁、防衛庁、外務省は二十一日、四月一日から公表した「不審船事案対処の検証結果」をまとめ、小泉純一郎首相に報告。防衛庁から海保への連絡が大幅に遅れた反省を踏まえ「不確実であっても、内閣官房・防衛庁・海上保安庁間で早い段階から不審船情報を適切に共有する」ことを打ち出すとともに、不審船を取り締まる法的根拠も検討するとしている。

（2面に検証結果の内容）

上オープンした運用司令室
下システムに点灯する（左から）野網次長、山下本部長、深田室長

工作船の疑いなら　当初から自衛隊派遣

十二年三月の能登半島沖での不審船事件の反省から同年六月に「能登半島沖不審船事案に対する教訓・反省について」という対応策が関係閣僚会議で了承された。十月には防衛庁と海保の間で「初動から的確な連絡体制を確立するよう」ことを盛り込んだ対処マニュアルが決められた。

能登半島沖事件の教訓・反省では「海保が第一に対処し、対処が困難な場合は海上警備行動を発令して自衛隊が対処する」としていたが、今回の検証結果では、機関銃などによる威嚇射撃も「不審船への対処能力を早期に整えるため、二〇〇隻確実でなくても早い段階から情報を共有することが盛り込まれた。

海保法条約により臨検、銃火器使用、強制立入検査、船舶の破壊などに関する規定が設けられた。

また、「不審船事件の教訓・反省」では、「海保が第一に対処し、対処が困難な場合は海上警備行動を発令して自衛隊が対処する」としていたが、今回の検証結果では、「工作船の可能性の高い不審船事案については、不測の事態に備え、当初から自衛隊の艦艇を派遣する」と、自衛隊の初期対応を明記した。

排他的経済水域（EEZ）での外国船舶による違法行為については、国連海洋法条約により臨検、銃火器使用、強制立入検査、船舶の破壊などに関する規定が設けられている。

海保の巡視船艇・航空機による立入検査の際に、相手の抵抗があった場合、武器の使用基準や手順などについては「立入検査官の安全確保のため、必要と認められる相当の措置をとることができる」とされているが、今回の検証結果では、「武器の使用基準や手順などについては、巡視船艇搭載武器の防弾対策」を目指す。

海上保安庁は、高速大型巡視船（七七〇トン、速力30ノット以上）を十四年度予算で要求する方針。「日本海難防止協会」（四・二六）が転覆した乗組員二人が行方不明との通報が海保に寄せられた。

巡視船艇二隻、航空機一機、特殊警備隊六人を出動させて関係機関等と捜索するとともに、特殊警備隊が救助した船

種類別	隻数
突起環境保全型油回収船	10
揚収装置付大型高速油回収船	5
災害対応型大型巡視船	2
大型巡視船	0
中型巡視船	3
小型巡視船	2
巡視艇	0
特殊救難艇	7
大型測量船	1
中型測量船	0
小型測量船	0
海洋汚染等及び海上災害防止関連船舶	29

▼国連海洋法条約には初めて「着は入船みんなもの」との理念が盛り込まれ、領海内で不審船や停船命令に従わない船舶に対する臨検、追跡権、無害通航権などに関する国際的な権利義務の確認が限定的に規定されている。各国の権利調整に関する国際的な枠組みが設けられている。

管区初の「運用司令室」

三管　通信・オペも一体化

管区で初めての運用司令室が三管本部に開設され、四月一日、開所式が行われた。横浜市内海山地区にあった関東統制通信事務所を廃止、四月一日から本部オペレーションと一体化させたことに併せての開設。通信・オペの一体化させたことに併せての開設。

披露式には海上保安庁長官、高尾忠雄・救難課長ら四九人が出席。山下本部長、野網・次長、深田室長、運用司令室システムの説明のあと、山下本部長、深田室長が司令室の機能を披露した。

この後、情報通信管理センターの開所式も行われた。

着用率向上に向け　救命胴衣を改正へ

国交省が意見募集

プレジャーボートや漁船の海難・海中転落による死亡・行方不明者数を減らすため、昨年の「プレジャーボート及び漁船の海中転落による救命胴衣の着用率向上を図ろう」、「国土交通省は小型船舶安全規則に定める小型船舶用救命胴衣の基準を改正すること」に対し、「着用しない人が多い」などの意見が寄せられた。

昨年三月に策定された第七次交通安全基本計画では、海難・船舶からの海中転落による死亡・行方不明者数を平成十七年までに一〇人以下にするとの目標が定められ、救命胴衣着用率の向上目標達成の重点施策85％以上に軽量化

海上保安庁のまとめによると、昨年のプレジャーボートや漁船の海中転落者のうち、救命胴衣の着用者は、着用していない人の約三倍と着用率の差が顕著。

今回改正の主なポイントは

❶小型船舶用救命胴衣は浮力7・5kg以上だったが、基準を体重に応じたサイズを選択できるように見直す

❷児用救命胴衣は浮力5kg以上だったが、基準を体重に応じたサイズを選択できるように見直す

❸救命胴衣の色は視認性の高い蛍光色系統に限定されている。

などの見直しを行う。

また、EEZでの取り締まりについては、漁業、鉱物資源、環境保護などに関する権利が限定的に規定されている。竜美大島沖の不審船の威嚇射撃は、漁業の操業秩序の維持を目的としたもので不審船事件の教訓を踏まえ、当初から自衛隊の艦艇を派遣するなどの対応をとっていれば、領海内で不審船や停船命令に従わない船舶に対する臨検、追跡権、無害通航権などに関する国際的な権利義務の確認が限定的に規定されている。

しかし、EEZでは旗国が優先されるため